

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書 X

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2018年(平成30年)12月3日 月曜日

長崎市議会議長 五輪清隆 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



議会事務局議事調査課



連絡先 電 話 [REDACTED]
携帯電話 [REDACTED]

養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 X
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

1. 要望

1. 私達 当会は、皆様に、普遍的に、遺跡を、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。

当該地が、遺跡である場合、之を文化財保護法上の文化財と認識し、まず遺跡の実態や歴史との関係を把握する調査を行い、当該遺跡の把握を基盤に、文化財保護法上、又、土地の利用に関する法律上、又、法律に関わらない任意の遺跡の周知・保存・活用・公開・整備の措置を講じ、当該地に於ける開発計画の出現については、関係行政部門との定期的な連絡会議を設置して、計画の初期段階から之を把握し、遺跡に関する文化財保護行政の基本である遺跡の現状保存の実現にむけて開発事象との調整の措置をとり、当該遺跡の現状保存を実現するよう要望します。

2. 養生所/(長崎)医学校等遺跡について

私達 当会は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、日本の開国の施策として、日本の国の現代への歴史と文化及び人文学と自然科学にとって極めて重要な事象に関する遺跡であり、以って世界の現代への歴史に極めて重要で必然的な影響を与えた事象の遺跡と認識する処より、之をもとより世界の全ての人類の遺産であると認識し、改めて、当該遺跡全域及び関係事象の詳細な調査と一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備を提案し要望します。

(1) 養生所～精得館～長崎府医学校の病院以降の医療系施設の遺跡について

① 私達 当会は、長崎市が小島病院の建物基礎の遺構であるとする二群の遺構の内、敷地東部の一群は、養生所～精得館～長崎府医学校の病院以降の建物である一定の蓋然性があると考えます。

私達 当会は、最近「養生所の図面がある」との情報の提供を受け、現在、当該資料の複写の依頼を行っています。当該図面について之を三週間前後で(2018年(平成30年)12月末頃)入手予定です。この図面は養生所～精得館の同時代の資料であると考えられる処より、当該の長崎市と私達当会の見解の相違について、より詳細な検討が可能となる見込みです。

② 私達当会は、長崎市の発掘調査によって、養生所～精得館～長崎府医学校の病院以降の冠木門一帯に検出された柱穴痕群は、養生所以前のポンペの病院(長崎市歴史文化基本構想に記載)、又は、養生所～精得館～長崎府医学校の病院以降の冠木門付近の複数回改築される等の附属建物等の柱穴である蓋然性が高いと考えます。

当会の池知和恭は、当該の養生所/精得館病院の敷地西部の冠木門付近一帯の柱穴痕について、2015年(平成27年)当時、長崎市文化観光部文化財課の学芸員様から、強く「養生所より古いと思う。何(の施設)かはわからない。」との見解を聞いており、この発言には考古学上の一定の根拠がある、と推察できます。

③ 私達 当会は、土地の造成の痕跡について、之を遺跡であり遺構であると理解しています。(当会では“土地の造形”と表現しています。)

『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』(庁保記第七五号 平成十年九月二十九日 各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長)の別紙1 発掘調査を要する範囲の基本的な考え方に、「遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。」と記されています。

当該記述により、遺跡の空閑地について、広場等歴史的意味があると考えられる場合は原則として遺構の範囲に含める、旨の理解が示されています。

当該病院の内庭は病院の庭であり、病院の通風(ポンペの記述より)、患者の歩行、附属建屋等施設の配置(古写真による)の意味があり、病院としての機能を担い、従って、遺構です。

④ 私達 当会は、以上本紙1-(1)-①、②、③より、養生所～精得館～長崎府医学校の病院以降の医療系施設に関する“土地の造形”及び施設等の病院の機能の形成の痕跡は、全て、当該事象の遺跡であり遺構であると認識します。

⑤ 「長崎市指定史跡」との関係より

2018年(平成30年)11月8日 木曜日 長崎市教育委員会教育総務部長室に於ける長崎市と当会等との意見交換会での長崎市長崎市文化観光部文化財課長大賀史郎様の当該の「長崎市指定史跡」についての口頭での説明は、当該の「長崎市指定史跡」について、“明治元年以前の精得館迄の全てを守る”です。

⑥ 私達 当会の、養生所/長崎)医学校等遺跡に関する、「長崎市指定史跡」との関係よりの要望

私達 当会は、本紙1-(1)-①、②、③について、これ等がまさしく養生所～精得館の病院の遺跡であり遺構であると考え得る処より、一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復を要望します。

当該遺跡又は遺構を破壊する開発行為については、之を直ちに停止する措置を講ずることを要望します。

(2) 養生所～精得館～長崎府医学校以降の医学所の遺跡について

長崎市の発掘調査によって、“土地の造形”の痕跡が検出されましたが、西小島館内町1号線による埋蔵部分が調査されていない等、さらに遺構が検出される可能性があります。

当該区域について、さらなる、詳細な発掘調査を要望します。

(3) 精得館の分析窮理所の遺跡について

私達 当会は、分析窮理所の遺跡について、当該の歴史上の事象が、江戸幕府が自然科学の重要性を理解し、専用の教育研究施設として建設しオランダから専門の教師を招聘した点において、その後の日本の自然科学の発展と、応用科学(医学や工学等)の自律的展開に決定的な影響を与え、日本の国民国家としての連続と明治の御一新以降の主権国民国家としての存続に貢献し、中国の主権国民国家としての形成、第二次世界大戦後の地球規模での世界の主権国民国家による現代世界の形成の端緒となった点で、日本と世界の現代への歴史にとって重要な役割を証徴して、日本と世界の遺産と考えます。

施設の開設と運営は養生所～精得館～長崎府医学校と連動し、当該施設の存続期間は江戸期～現代に亘り、養生所～精得館～長崎府医学校等の病院と同等の施設です。

私達 当会は、皆様に、精得館の分析窮理所の遺跡について、文化財保護行政上において、養生所～精得館～長崎府医学校等の病院と同等以上の遺跡としての取扱いを要望し、長崎市指定史跡に指定し、一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備の措置を講ずることを提案し要望します。

(4) 長崎府医学校以降の医学校等の遺跡について

当該医学校等施設は、複数の古写真や図面により、慶應年間には、精得館建物敷地に隣接する当該施設の運用区域に施設拡張の工事を開始し、明治三年乃至明治四年頃に建物敷地が造成され明治七年までに全域の土地の造成と後に改廃されますが一旦建物配置が完成したと考え得ます。

又、当該建物敷地の外周道路は明治10年頃迄には完成しています。

当該医学校の建物敷地の形成や施設や教師や学生や運営責任者は、慶應年間より明治期に断裂せず連続しており、敷地や施設完成も明治七年以前、建物敷地外周道路は明治10年頃迄と明治初期です。

私達 当会は、皆様に、長崎府医学校以降の医学校等(敷地外周道路を含む)の遺跡について、養生所～精得館との連続性及び土地と施設の完成が明治初期である処より、文化財保護行政上において、養生所～精得館～長崎府医学校等の病院と同等の遺跡としての取扱いを要望し、長崎市指定史跡に指定し、一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備の措置を講ずることを提案し要望します。

(5) 長崎病院附属梅毒病院以降小島病院迄の遺跡について

梅毒病院は、養生所～精得館に学んだ長与専斎等による明治政府の衛生行政が全国的に地方に展開されて開設されたものです。

梅毒病院等の施設は、複数の古写真や図面により、従来 of 文書による一般的な理解と異なり、明治22年以降も、長らく、養生所～精得館～長崎府医学校等の病院の二階建病棟が平屋建に改築されて運用されたと考えられます。

又、複数回名称と所轄を変更し大正期に小島病院の名称となり昭和期前期に閉鎖するまでに、西方の旧運用区域に向かって敷地が拡張し管理人住宅等附属施設が設置されています。

私達 当会は、皆様に、長崎病院附属梅毒病院以降小島病院迄の遺跡について、文化財保護行政上において、歴史上の因果関係と土地と施設の連続性より、養生所～精得館～長崎府医学校等の病院と同等の遺跡としての取扱いを要望し、長崎市指定史跡に指定し、一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備の措置を講ずることを提案し要望します。

(6) 長崎市と養生所を考える会の当該遺跡に関する“見解の相違”について

当該の“見解の相違”について、複数の文書等で申し入れました。当該の“見解の相違”について、情報交換の場を設けることを改めて要望します。

(7) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の破壊の停止と遺跡の原状回復について

私達 当会は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、一部でも損壊や滅失によって失われることとなる開発工事を直ちに停止することを要望します。

同時に、当該の意図的措置による当該遺跡の破壊に対する原状回復を要望します。

(8) 長崎市立仁田佐古小学校の建設とその用地について

私達 当会は、長崎市立仁田佐古小学校の建設について、長崎市立仁田小学校と長崎市立佐古小学校の統廃合の計画の当初より、建設用地として検討されてきた経緯を有する旧長崎市立仁田小学校地その他の用地に建設する事を要望します。

同時に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、一部でも損壊や滅失によって失われることとなる開発工事を直ちに停止することを要望します。

(9) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の憶測の余地のない再建等について

私達 当会は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、破壊に対する原状回復の後、当該遺跡の“土地の造形”を憶測の余地のない再建を実施することを要望し、古写真を検討し、養生所の病院と精得館の分析窮理所の建物基礎について、遺跡地面より90cm程の高さの長方形の切石の三段積基礎を再建することを提案し要望します。

3. 養生所/(長崎)医学校等に関連する遺跡について

(1) “長崎奉行所西役所等遺跡群”について

私達 当会は、皆様に、第二次長崎海軍伝習において、長崎奉行所西役所の一室で医学伝習が成立したことより、長崎奉行所西役所等遺跡群について、遺跡の調査と一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備の措置を講ずることを提案し要望します。

私達 当会は、皆様に、遺跡の調査と現状保存と公開を第一義としつつ、盛土等の遺跡保護を行い長崎奉行所西役所の再建と之を和の空間として活用することをも提案し要望します。

別途、長崎市議会議長に陳情書『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書（サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等）』（2018年(平成30年)12月3日月曜日 長崎市議会議長 五輪清隆様 陳情人 養生所を考える会代表 池知和恭)を提出しましたので御参照下さい。

(2) “都市長崎遺跡”について

私達 当会は、長崎の旧市街とこの機能を支持する郷村部の関連区域を歴史的な“都市長崎遺跡”とし、当該遺跡の保存と活用を提案し要望します。

上記『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書（サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等）』（2018年(平成30年)12月3日月曜日 長崎市議会議長 五輪清隆様 陳情人 養生所を考える会代表 池知和恭)を御参照下さい。

(3) “長崎歴史文化都市構想”について

私達 当会は、現代機能を集積する浦上川河口東岸域新市街と遺跡と歴史を活かす旧市街と双方を結びつける境界域への抽象芸術の活動の施設の設置(例えば長崎水辺の森公園一帯へのオペラハウス/シンフォニーホールの設置)を基盤に各具体案を提案し要望します。

上記『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書（サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等）』（2018年(平成30年)12月3日月曜日 長崎市議会議長 五輪清隆様 陳情人 養生所を考える会代表 池知和恭)を御参照下さい。

II. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料をする『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 X (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 添付資料 2018年(平成30年)12月3日月曜日 長崎市議会議長 五輪清隆様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 X (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 添付資料 2018年(平成30年)12月3日月曜日 長崎市議会議長 五輪清隆様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

2018年(平成30年)12月3日月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上